

## 柏原市小規模企業事業資金融資のご案内

(大阪府小規模企業サポート資金(市町村連携型)) <<略称:府 小規模(連携)>>

この融資は、柏原市内で事業を営む小規模企業者に対し、事業に必要な資金を、大阪信用保証協会の保証を付して、取扱金融機関より借り入れできるようにあつせんする制度です。

※平成30年度から受付窓口を拡大し、取扱金融機関でもお申込み可能となりました。

### 1. 利用資格

柏原市内において、原則として同一場所で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者または特別小口企業者で、具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。

小規模企業者とは下記のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第3項に定める

- ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人)以下の会社、個人
- ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- ・法に基づく事業協同小組合等(窓口でご確認ください。)

特別小口企業者とは次のいずれにも該当する方です。

中小企業信用保険法施行規則第5条に定める

- ・個人事業者または法人事業者
- ・業歴1年以上
- ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下
- ・事業に係る所得税、事業税、府・市町村民税(所得割)のいずれかの完納をしている
- ・他の保証付き融資を利用していない

※なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。  
詳しくは5ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

### 2. 取扱金融機関

都市銀行	りそな銀行 柏原支店
地方銀行	関西みらい銀行 柏原支店、関西みらい銀行 藤井寺支店、徳島大正銀行 国分支店
信用金庫	大阪シティ信用金庫 柏原支店、大阪シティ信用金庫 国分支店

### 3. 融資限度額及び融資条件

#### (1) 融資限度額 750万円（注-1）

（注-1）既存の全国の信用保証協会の保証付融資の融資残高【根保証においては融資極度額】との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

#### (2) 融資条件

資金用途 （注-2） （注-3）	融資利率 （注-4）	融資期間	返済方法 （注-5）	信用保証料率 （注-6）（注-7）
運転資金 設備資金	年1.5% （固定金利）	7年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：6ヵ月以内	大阪信用保証協会の 定める料率

（注-2）転貸資金は融資の対象とはなりません。

設備資金の場合、原則として設備実施等の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。

設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。

（注-3）特別小口企業者については、新規事業資金での取り扱いができません。

※新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。

（注-4）融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

（注-5）据置期間中は利息のみの返済となります。

（注-6）次に該当する場合、協会の定める料率から0.1%を割引します。

決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社。

（注-7）特別小口企業者については、特別小口保証対象となり、定率の信用保証料（年1.0%）となります。その際は、別途納税証明書が必要な場合があります。

#### (3) 連帯保証人 次のとおり必要です。

連帯保証人	個人	原則として、連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①実質的な経営権を持っている者 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ③本人に健康上の理由がある場合の事業承継予定者 など
	株式会社 特例有限会社 合名会社 合資会社 合同会社 士業法人 医療法人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①実質的な経営権を持っている者 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ③法人代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者 など
	組合	原則として、代表理事以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①個々の組合の実情に応じ代表理事以外の他の理事が連帯保証人として必要と判断される場合

#### 4. 融資申込に必要な書類

市で申込みされる場合は「融資申込書（信用保証委託申込書）〔茶色〕」、取扱金融機関で申し込みされる場合は「信用保証委託申込書〔緑色〕」及び次の書類が必要です。

なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。

※「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。また連帯保証人の印鑑証明書等を求められることがありますのであらかじめご了承ください。

融資申込添付書類		部数
(1) 印鑑証明書（注①）	申込者	1
	連帯保証人・担保提供者	1
(2) 保証人等明細		1
(3) 申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1
(4) 資産・負債及び収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1
(5) 申込者の納税証明書等（次表の中から1通）（注②）		1
(6) 法人の場合（注③）	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
(7) 法人の場合（注④）	決算書及び附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可） 税務署受付印または受信通知（写）のある確定申告書【別表の主要なものの写し】 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
(8) 個人の場合（注④）	税務署受付印または受信通知（写）のある確定申告書（写） ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
(9) 担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）		1
(10) 担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書		1
(11) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出）		1
(12) 同意書（注⑤） ・個人情報の取扱いに関する同意書（協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）		各1
(13) 見積書（写）等（設備資金のみ）		1
(14) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、原則発行後3カ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1
(15) 申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後3カ月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し		1
(16) 事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。）		1
(17) 新規事業資金の場合、新規事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。）：新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいう。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができる。		1
(18) その他必要な書類	小規模資金申込に係る融資残高申告書（府商工労働部中小企業支援室金融課及び市町村（大阪市を除く）中小企業担当課で受付ける場合のみ）	1
	商工会議所又は商工会の発行する経営指導内容証明書（融資対象③又は④に規定する者のみ）	1
	個人情報の取扱いに関する同意書〔開業サポート資金（地域支援ネットワーク型）、小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）〕（融資対象③又は④に規定する者のみ）	1
(19) その他、必要と認められる書類		

- (注①) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要。(写し可、原則最近3カ月以内のもの。)2回目以降は変更がある場合等に必要。あつ旋方式は都度原本(最近3カ月以内のもの)が必要。
- (注②) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済みの場合は不要。金融機関経由保証および大阪府融資制度保証の金融機関経由方式の保証(原則、市町村連携型を除く。)で、金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略可。あつ旋方式は原則都度原本が必要。
- (注③) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)。2回目以降は変更がある場合等、必要に応じて徴求。あつ旋方式は都度原本(最近3カ月以内のもの)が必要。
- (注④) 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書の添付ができない場合は、保証協会の判断により取扱いできるものとする。
- (注⑤) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要。あつ旋方式の場合は、原則保証申込の都度提出が必要。

申込人区分	納税証明書等
特別小口企業者に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業税(注-1)</li> <li>● 所得税(その1)</li> <li>● 法人税(その1)〔法人の場合のみ〕</li> <li>● 府・市町村民税(注-3) (全部又は一部に所得割を含むもの)</li> <li>● 法人府民税〔法人の場合のみ〕</li> <li>● 法人市町村民税〔法人の場合のみ〕</li> </ul> <p>のいずれかの当該事業に係る納付税額の記載のある完納を証する納税証明書1通。(注-2)</p> <p>なお、前記のいずれの証明書についても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれか1通。</p> <p>・事業税、所得税、府・市町村民税(法人の場合は法人税、法人府民税、法人市町村民税を含む)のいずれかに係る納税を証する書類及び当該税の完納を証する領収書(写)等を各1通。(当該事業に係るもの。)</p>
小規模企業サポート資金のうち、特別小口企業者に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業税(注-1)</li> <li>● 所得税(その1又はその3)</li> <li>● 法人税(その1又はその3)</li> <li>● 府・市町村民税(注-4)</li> <li>● 法人府民税</li> <li>● 法人市町村民税</li> </ul> <p>のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。</p> <p>なお、前記のいずれの証明書についても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれか1通。</p> <p>・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。</p> <p>新規担保提供での申込の場合は、担保提供者に係る次のいずれか1通。(注-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得税(その3)</li> <li>● 消費税(その3)</li> </ul>

- (注-1) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱わない。
- (注-2) 完納を証するものとは、税額を有し、かつ申込日以前1年間に納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長にかかる期限を含む。)到来のものが全額納付されていることを証するものをいう。
- (注-3) 府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除又は寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で、府・市町村民税の所得割があるものとみなす。
- (注-4) 当該事業に係る税額が発生していない場合に限り、当該事業に係る課税証明でこれに代えることができる。
- (注-5) 条件担保の場合で、金融機関の同意がある場合は省略可。

## 5. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合  
領収証（写）等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。  
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

## 6. 受付場所及び時間

◇申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関(1 ページ)にご相談ください。

### (1) 柏原市市民部産業振興課

Tel 072-972-1554（直通）

※午前9時から午後5時15分まで随時受付

※融資の総額が目標額に達した場合は、年度途中であっても受付を打ち切ることがあります。

### (2) 取扱金融機関（1 ページ参照）

※お申込が取扱金融機関（1 ページ）の場合の受付時間・場所については直接金融機関にお問い合わせください。

## 7. 相談窓口

- ◆ 柏原市市民部産業振興課 Tel 072-972-1554 (直通)
- ◆ 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 (制度融資グループ) Tel 06-6210-9508
- ◆ 大阪信用保証協会 東大阪支店 Tel 06-6781-9511  
※府制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については、府金融課 (制度融資グループ) まで。 Tel 06-6210-9508

### 制度をご利用いただけない主な例

#### I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業 (保険媒介代理業および保険サービス業を除く)、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体 (特定非営利活動法人を除く) などの場合

#### II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合 (申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合 (申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

#### III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合 (原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む)
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続き、再生手続き、会社更生、会社整理等を申立中の場合

#### IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金 (消費性、住宅ローンを含む)、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

#### V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合 (申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く)
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人 (関係人を含む) がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社 (最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの) および休眠組合の場合 (「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの)
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あつ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は、小規模資金の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問い合わせください。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、信用保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証および融資の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、柏原市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。  
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。  
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。